

なかつか 亮



要介護3・4・5の方

住民税、所得税の
控除対象がスタート

確定申告の際、「認定書」 の提出をお忘れなく！

ついに、要介護3以上の高齢者への所得税・住民税の控除が拡大しました。これは02年3月以来、共産党が一貫して取り組んできたもの。「各種控除の廃止による住民税増税、国保・介護保険料への連動値上げの中、区としてできる、負担の軽減策を行うべき」と論戦してきました。

申請は、区役所3階高齢福祉課で、確定申告の際の必要書類が受け取れます。手続きをお忘れなく。

**ご存知ですか
要介護3・4・5の控除**

今年1月から6ヶ月以上介護保険で要介護3の認定を受けている方の所得税、住民税が控除対象になります。

従来は要介護4、5のみでしたが、新たに要介護3（区内1600人）も対象となりました。控除には区役所で申請し、障害者控除対象者認定書（略：認定書）が必要となります。区窓口は高齢福祉課

えっ知らなかつた

（5742-6730）
と言う方へ

要介護4・5は、以前から対象でしたが、区の広報紙にも小さくしか掲載されず（下参照）、知らない方も多いためです。しかし2年間に限り、さかのぼって請求できますので今からでも申請しましょう。還付金として返還されます。

**今年1月、申請開始
お忘れな**

く

申請時の、持ち物は、印鑑と申請者の本人確認のみ。「認定書」をもらい、確定申告の時に提出して下さい。ご家族に要介護3、

4、5の高齢者がいる方、区役所などで、同参画センター（☎140-0011東大井5-18-1 ☎5742-4104）へ
障害者控除申請について
12月31日現在、6か月以上介護保険で要介護3-5の認定を受けている高齢者は、所得税・住民税の障害者控除・障害者特別控除の対象になります。詳しくはお問い合わせください。
●高齢福祉課高齢者支援第一係（品川・大崎地区）☎5742-6729、高齢者支援第二係（大井・八潮地区）☎5742-6730、高齢者支援第三係（荏原地区）☎5742-6737
メイプルセンターの講座
①純銀クロッシェ（かぎ針編み）のアクセ

昨年12月21日付け品川区広報P6に見落としてしまうほど小さく掲載。

区民負担軽減に向け奮闘、ついに実る。日本共産党

所得税と住民税への、新たな控除拡大は、自公内閣が進める庶民大増税の中で、品川区としてできる区民負担軽減

策です。共産党の提案に当初区は「考えていない」との冷たい答弁でしたが、昨年の区議選の結果を受ける中、5月

の緊急区長要請で、区長は「調査する」と回答。6月議会で対象拡大が実現しました。いま、福祉充実をの声が、政治を動かし始めています。来月2月からは、いよいよ予算議会が始まります。引き続き、くらしを守るため力を合わせましょう。なかつか亮。



共産党の提案実る

所得税と住民税が減免されます

日本共産党区議会報告
2007年8月号
発行：日本共産党品川区議団
TEL 5742-6818 (直通) FAX 3778-3088
http://www.jcp-shinagawa.com/

要介護3まで

第2回定例会を終えて

品川区が定まる中、6月からの住民税大増税「多くの区民から苦情が上がりました。改選後初めての区議会、日本共産党は率先し、福祉を守り、公明実現に全力を尽くしました。

本会議で、区議会議員が住民税の負担軽減、高齢者医療の無料化、なかつかが議員が「ネットカフェ」の実態調査と緊急対策、都立住宅2回増築計画の中止、養老ホーム建設などを求めました。

区民負担軽減では、要介護3までの認定証発行で減免対象を拡大する成果をあげることができました(右記事)。認定証については、区への影響を懸念と求めました。区はその懸念はないと答弁しましたが、都には多量な建設費がかかること、建設費は3/4の補助金があり、区がその負担をならば区立住宅建設が可能であることを明らかにし議論しました。今後の議論が必要と見られます。

区民負担軽減では、品川区が定めて、区立保育園3園を「認定こども園」に変更すると提案。保護者の負担がかわります。現行の定員に加えて4・5才児10名を入園させ給食費と保育料を一体的に行うとしました。共産党は、幼児教育の名の下、現行の職員体制や施設整備を要入りにしたため、保育の質や水準を悪化させると反対しました。

住民負担が広がり、4つ0増築計画
日本共産党は、この計画も区民の切実な願いであると賛成。オール手厚はこぞって反対しました。

「住民税・国保料の軽減を求める請願」審議で、公明党は「定率減免で増税になった」というのは誤謬。軽減ではなく元にもどしたものと発言し、失言を買いました。日本共産党は今もみなさんと一緒に区民の願い実現に頑張ります。

議題	共産	自民	公明	民主
住民税・国保料の軽減を求める請願	○	×	×	×
都立小学校に特養ホーム建設を求める請願	○	×	×	×
都立住宅の増築計画中止と建て直しを求める請願	○	×	×	×
青年世代への家賃補助を求める請願	○	×	×	×

「認定証」の発行で… 要介護3の人は

- ◆障害者控除と同様、所得税27万円、住民税26万円の控除が受けられます。
- ◆合計所得125万円以下の人は、住民税が非課税になります。

要介護4と5の人は

- 特別障害者控除と同様、所得税40万円、住民税30万円の控除
- 合計所得125万円以下の人は、住民税が非課税に
- 70歳以上で要介護4か5の親を扶養している場合、所得税133万円、住民税98万円の控除

港区の新型特養ホームを 見に行ってきました

共産党区議団は6月19日、23区で最も特養ホームの利用率が高い港区に視察に行きました。広い居室、所増に合わせた利用料、品川区でも実現させましょう。

品川区は、6月の本会議で、日本共産党区議団の提案に「障害者に準ずる」認定証発行の対象を要介護3まで拡大する」と答弁。認定証があれば障害者控除や非課税になる。

「庶民大増税と負担増のときだからこそ区ができる対策を」と迫る。減免を行うよう求めたことも実現し、品川区は「認定証発行の対応は、認定証を要する人(要介護3、5)以外を拡大する」と答弁。品川区は、議会で賛成や区長申し入れで実現してきました。

品川区は、6月の本会議で、日本共産党区議団の提案に「障害者に準ずる」認定証発行の対象を要介護3まで拡大する」と答弁。認定証があれば障害者控除や非課税になる。

「要介護3まで 所得税と住民税が減免されます」とお知らせする、昨年発行の日本共産党区議会報告8月号。あかほか新聞ほか、朝日、読売、毎日、産経など一般紙にも折込しました。

認定書の発行で

要介護3の人は (区への申請が必要、表面参照)
□障害者控除と同様、所得税27万円、住民税26万円の控除が受けられます。
□合計所得125万円以下の人は、住民税が非課税になります。

要介護4と5の人は
□特別障害者控除と同様、所得税40万円、住民税30万円の控除。
□合計所得125万円以下の人は、住民税が非課税に。

□70歳以上で要介護4か5の親を扶養している場合、所得税で133万円、住民税で98万円の控除。わからない事はお気軽にご相談を。

『気軽な町の無料法律相談会』のお知らせ

次回の相談会は2月末を予定。決まり次第お知らせいたします。生活相談(保育園、税金、介護、医療など)は、いつでもお気軽にお電話下さい。

昼：区議控室 5742-6818 夜：事務所 3773-3231